

【令和4年度第1回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時：令和4年11月11日（金） 15：30～17：30

会 場：市川市役所第1庁舎 5階 研修室

1 開会

2 議題

- (1) 会長・副会長の互選
- (2) 報告事項

「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」の制定について

3 閉会

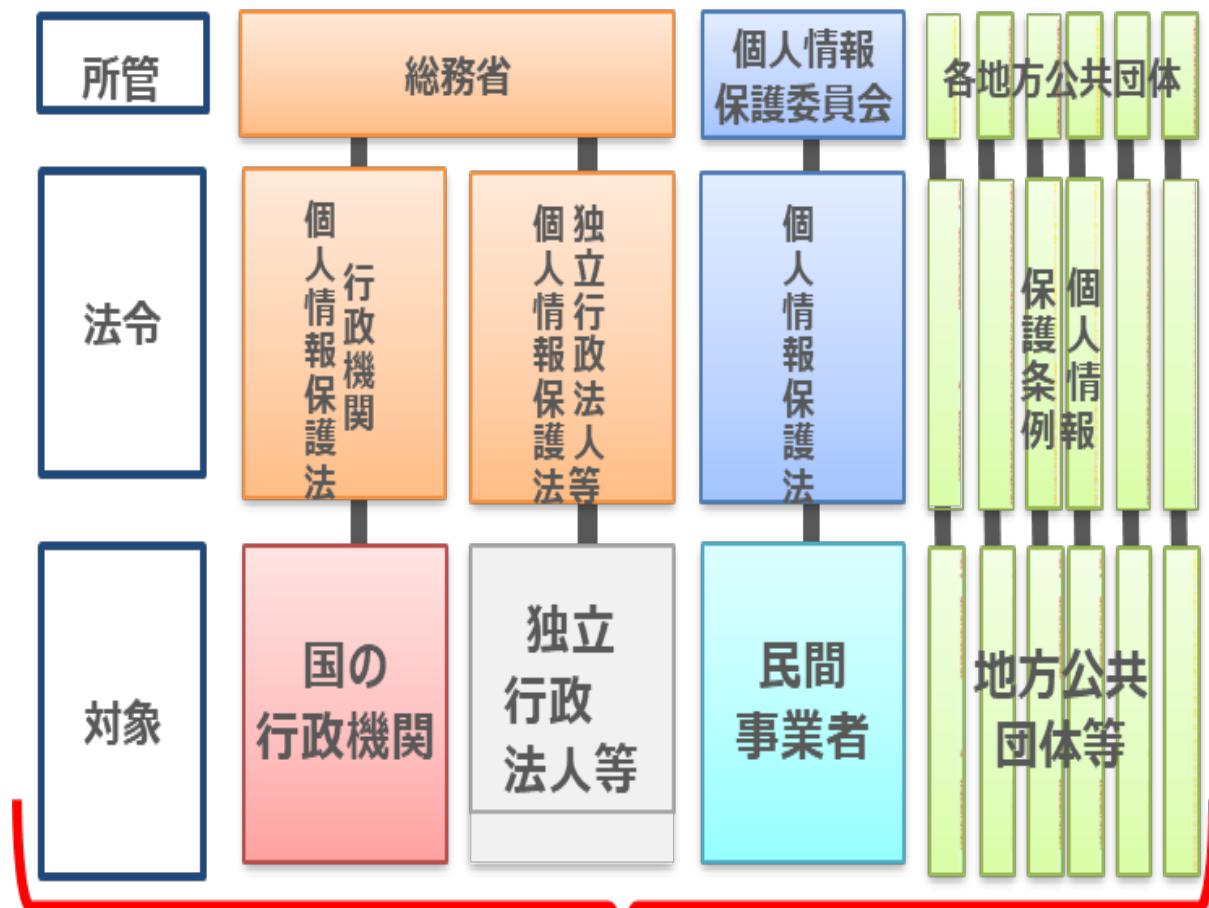
1. 現行条例の内容

昭和61年から条例により個人情報保護制度を運用

- ・個人情報の収集のルール
- ・本人による閲覧等・目的外利用・外部提供のルール
- ・開示が認められない場合の救済のルール
- ・審議会(個人情報の取扱いを審議)の設置
- ・審査会(審査請求の審査)の設置
- ・非識別加工情報の提供のルール
- ・個人情報の不適切な取扱いをした場合の罰則

2. 個人情報保護制度の改正イメージ

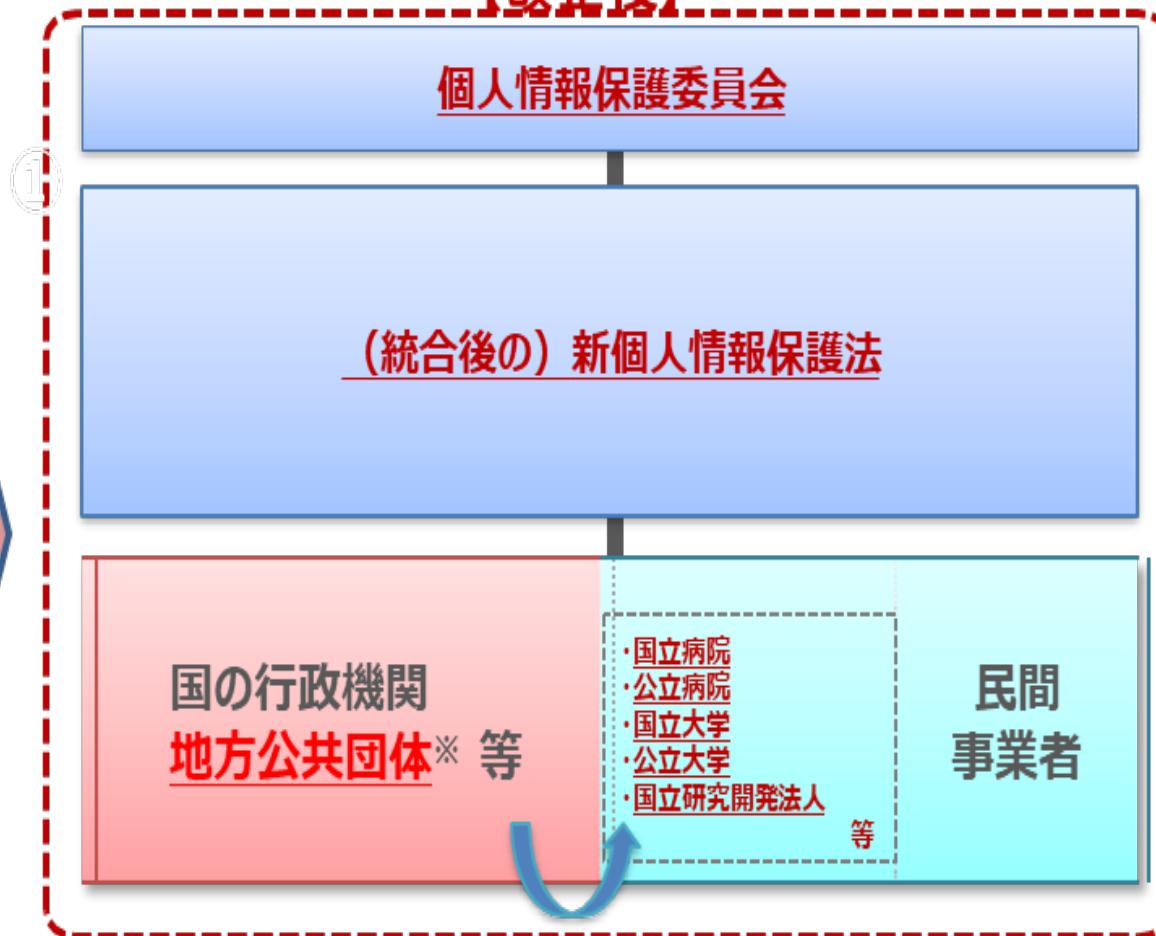
【現行】



2000個問題

1. 国、自治体、民間事業者で個人情報保護のルールが違う
2. 個人情報十分に保護されていない自治体の存在

【改正後】



※条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

3. 制度予定条例の内容

個人情報保護法が改正されたことにより、個人情報保護法で全国共通ルールを定め、原則として各自治体で保護の水準を高めたり、弱めたりすることを禁止



条例で定めてよい事項が限定



①法律で委任された事項

→ 開示手数料の額、開示決定期間の短縮、審査会への諮問

②保護の水準の変更に当たらない事項

→ 条例の運用状況の議会への報告、手数料に関する罰則、審査会の設置

について、**原則、現行条例と変わらない内容**を定める。

4. 現行と制定後の比較

	現行条例 (条文)	現行	制定後
(1)	第7条	法令や審議会が認めた場合以外は、要配慮個人情報(病歴、障がいなど)を収集、利用、提供してはならない。	×
(2)	第9条	個人情報は原則として本人から収集し、一定の場合に限り第三者から収集できる。	×
(3)	第12条	個人情報を扱う情報システムは、法令や審議会が認めた場合でない限り、他の情報システムと結合させてはならない。	×
(4)	第27条	市の出資法人は、市と同様の保護措置を講じなければならない。	×
(5)	第24条	審議会の設置	×
(6)	第8条	個人情報を収集する場合、市長に業務の届出をする。	×
(7)	第10条の5	目的外利用や外部提供する場合にも、市長に届出する。	×
(8)	第21条	個人情報目録を作成し、市民の閲覧に供する。	×
(9)	第26条	市は、条例違反行為をしている事業者に対して調査や是正指導を行うことができる。	×
(10)	第29条	条例の運用状況を公表する。	×
(11)	第29条	条例の運用状況を議会に報告する。	○
(12)	第33条	審査会委員が秘密を漏えいした場合の罰則	○
(13)	第36条	不正に手数料の徴収を免れた場合の罰則	○
(14)	第18条	開示請求に対する開示決定等の期限	○
(15)	第20条 別表	開示手数料	○
(16)	第23条 第22条の2	審査会の設置及び審査会への諮問	○
(17)	第5章の2 (第24条の2～第24 条の17)	非識別加工情報の提供	×

5. 今後のスケジュール(予定)

- (1) 令和4年12月: 議会へ条例案を提出
- (2) 令和5年1～3月(予定): 庁内説明会の実施
- (3) 令和5年3月まで: 規則、規程の整備
- (4) 令和5年4月1日: 「(仮称)市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を施行